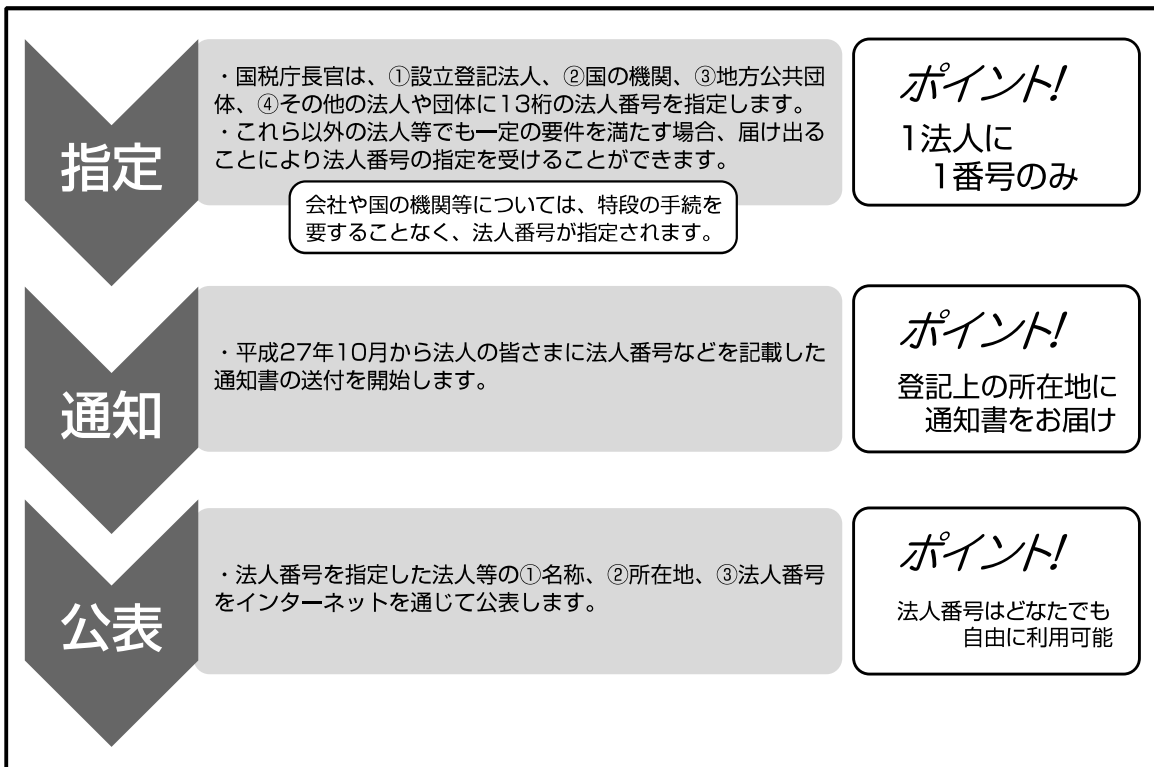


11 法人には法人番号（13桁）が指定され、個人番号と異なり、どなたでも自由に利用可能です。（内閣府）



■法人にも法人番号（13桁）が指定され、個人番号と異なり、どなたでも自由に利用可能です。

国税庁長官は、①設立登記法人、②国の機関、③地方公共団体、④その他の法人や団体に13桁の法人番号を指定します。

これらの法人については、特段の手続を要することなく、法人番号が指定されることとなります。

また、これら以外の法人等であっても、一定の要件を満たす場合、国税庁長官に届け出ることによって、法人番号の指定を受けることができます。

法人番号の指定のポイントは、1法人に対し1番号のみ指定され、法人の支店や事業所には指定されないことです。

法人番号の通知は、平成27年10月から法人の皆さまに法人番号などを記載した通知書を送付します。

法人番号の通知のポイントについて申し上げますと、例えば、設立登記法人については、登記されている本店又は主たる事務所の所在地へ通知書をお届けすることとなります。したがって、所在地変更の手続きがお済みでない場合、変更前の所在地に送付されてしまいますのでご留意願います。

国税庁長官は、法人番号を指定した法人等の①名称、②所在地、③法人番号をインターネット（国税庁法人番号公表サイト）を通じて公表します。

法人番号の公表のポイントは、個人番号と異なりその利用範囲に制約がなく、公表を通じてどなたでも自由に利用が可能なところです。

注）内閣府ホームページ

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/download/jigyousiryou.pdf> より転載。

上記アドレスをクリックしますと該当ホームページへ移動いたします